

監査公表第16号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の連絡があったので、次のとおり公表します。

令和4年1月19日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

監査結果の措置対象

教育部（小中学校）

千郷中学校 作手中学校

新城小学校 舟着小学校 鳳来寺小学校 作手小学校

監査結果報告年月日

令和3年11月18日

監査結果に対する措置通知年月日

令和4年 1月11日

講じた措置等の内容

【小中学校】

意見1

施設がかなり老朽化している学校がある、教育総務課と連携の上、計画的な施設の修繕についてしっかり検討されたい。

措置内容

本年度、教育総務課において「学校施設長寿命化計画」を策定中であり、施設改修についても現状を十分把握したうえで、計画的に進めてまいります。

意見2

学校評議員について、今年度についてはコロナウイルス感染拡大のため未開催の学校が多かったが、評議員会で述べられる意見は評議員の意見だけでなく、広く地区の方の意見が集約されるよう引続き仕組みを検討されたい。

措置内容

広く地区の方の意見が集約できるように、これまでも評議員選出時には、前学校評議員と校長・教頭が慎重に協議し、地域の代表となる方や多くの意見が集まる立場にいる方に学校評議員を依頼しています。例として、区長会長、地域協議会長、人権擁

護委員、民生委員、安全ネットワーク関係者等が挙げられます。また、学校評議員になられた方からは、地域住民の考えも含めたご意見をいただいています。今後も地域住民の意見を幅広く取り上げることができるよう、改めて各学校に周知します。